

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和5年4月1日時点)

所管局：保健医療局

機関名称	東京都後期高齢者医療審査会
機関種別	附属機関
設置根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律第129条
設置年月日	平成20年4月1日
機関の目的 ・所掌内容	保険給付等に関する処分について被保険者等からの不服申立て（審査請求）がある場合に、法令に基づき審理し、裁決する。
委員数	5名 (うち、女性委員数2名)
会議公開	非公開
会議非公開理由	個人のプライバシー保護及び公正な行政執行の確保のため。
議事録公開	非公開
議事録非公開理由	個人のプライバシー保護及び適正かつ公平な審査の確保のため。
備考	
HPのURL	https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/kokuho/kouki/shinsaseikyu.html
問い合わせ先	保健医療局保健政策部国民健康保険課 電話番号： 03-5320-4163